



## カラダメンテ養成スクール規約

### 第1章 総則

#### 第1条 名称及び所在地

カラダメンテ養成スクール（以下、本スクール）と称し、東京都渋谷区恵比寿 1-10-6 に置きます。

#### 第2条 目的

本スクールは、トレーナーの育成活動を通じて、トレーナーの技術・サービススキルの向上や社会的地位向上に寄与することを目的とします。

#### 第3条 運営

1. 本スクールの運営は、すべて前条の目的に即して株式会社メイド・イン・ジャパン（以下、会社）が運営するものとしします。
2. 本スクールに入学する者（以下、受講生）は、本規約を承認の上、会社と契約を締結するものとしします。
3. 契約は、申し込みしようとする者が、本規約と本スクールが加盟する各団体（以下、加盟団体）の定める規約に同意した上で、所定の申込フォームにより申し込みを行い、会社が所定の審査を行った上で会社が認めた者が入学金、受講料を指定の方法で、会社もしくは加盟団体に納入する事により成立します。

### 第2章 スクール各種制度

#### 第4条 入学金・受講料・キャンセル・中途解約について

1. 入学金、受講料、各種サービス利用料の詳細は別に規定します。
2. キャンセル規定
  - ① 入金前のキャンセルの場合、解約料等は発生しません。
  - ② 初回入金完了後の解約は、受講開始前に会社所定の方法にて申し出るものとし、解約料として受講料の20%をお支払いいただくものとしします。また入学金は初期登録手数料のため、返金の対象とはなりません。銀行振込により初回ご入金額から解約料・入学金を差し引いた残金をご返金いたします。（キャンセルの場合、本スクールが別途告知する入学金無料特典やキャッシュバック特典は一切無効となります）返金処理にかかる銀行振込手数料はご負担いただきます。
  - ③ 受講開始後の解約につきましては、理由の如何を問わず返金いたしません。オンライン受講・事前学習講座の場合、本スクールによるテキスト発送日をもって受講開始とみなします。なお、総合コース・同時申込の場合、ベーシックコース初回受講時点で全ての申込コースを受講開始とみなし、一切返金はいたしません。

#### 第5条 未成年の取り扱い

未成年が入会しようとする場合は、入会申込書に本人と親権者が連署して申し込むものとしします。この場合、親権者は本会則に基づく責任を本人と連携して負担します。

## 第6条 閉講・クラス閉鎖等講座運営について

1. 本スクールは、受講者数の不足等によりコース運営を適切に行うことが難しい場合など、本スクール側がコントロールできない要因により状況の変化が見られる場合には、コース内容、施設、日程などを変更する権利を有します。変更により受講ができない場合は、お支払い頂いた入学金・受講料の全額をお返し致します。また、受講料のお支払いに必要でお客様がご負担になった手数料等（振込手数料、郵送料等）は返金の対象とはなりません。
2. やむを得ない事情により、担当講師が変更となる場合があります。
3. 騒乱・天変地異等の不可抗力によりやむを得ず講義を中止した場合、教材の発送等が遅れた場合には、会社は責任を負いかねます。
4. 雪・台風等の風水害・スト等によって交通機関が一部マヒした場合でも、当日出席する方のために講義を行う場合があります。欠席した場合は別日程でご参加ください。

## 第7条 受講制度について

1. 初回受講日は、入学手続き完了日から2ヶ月以内とします。同時申込み・総合コースの場合、各コース修了後、2ヶ月以内が次コースの初回受講期限となります。なお特典コースの受講期限も同様になります。
2. 講座は予約制になります。各種申請書の提出・受講料入金を持って予約完了とさせていただきます。なお、入金後の予約キャンセルはいたしかねます。止む終えない事情で参加できない場合は、同講座の次回開催時に振替となります。
3. 予約講座開講の3営業日前以降のキャンセルの場合、振替も致しかねます。ただし資格コースの場合、対象講座の次回開催時に再受講扱いでの振替が可能です。
4. インターンシップ制度は、希望時間枠が調整不可の場合、受講生の応募多数などの理由により利用できない場合があります。受講特典のため、制度を利用できなかった場合でも対象分算出などの返金は致しかねます。

## 第8条 再受講制度について

5. 再受講制度とは、申込コースの既定の受講単位数を取得後、申込コースを対象に再度受講する制度を指します。
6. 再受講可能期間は、各コースの初回受講日から6ヶ月以内になります。
7. 開講講座が定員の場合、初回受講生を優先させていただきますので、再受講やキャンペーン等特典による受講の方はお断りさせていただきます。なおその際は、受講日の1週間前～3日前までにご連絡いたします。
8. 開講講座の初回受講生が1名に満たない場合は閉講とし、再受講はできません。
9. 開講講座によっては再受講できない講座があります。
10. 再受講可能期間を過ぎた場合、規定の料金を支払うことで再受講することが可能です。

## 第9条 雇用

本スクールを卒業しても、会社及び提携会社、加盟団体での雇用を保証するものではありません。

## 第10条 禁止事項

受講生は当スクール施設の利用にあたり、以下の各号に掲げる行為を行ってはなりません。

1. 本規約その他会社が定める諸規則に反する行為。
2. 本スクールスタッフ、講師の指示に反する行為。
3. 本スクールの秩序を乱す行為。

## 第 11 条 入学申込の拒絶と受講資格の喪失

当社は次の時に入学申込みの拒絶と受講資格を喪失させることができます。

1. 提出した書類に、偽名を含む虚偽の事項を記載した時。
2. 弊スクールの判断により、受講に不相当とみなされた時。
3. 本規約を含む会社の定める諸規則に違反したり、本スクールの信用、品位を著しく傷つける行為を行った時。またその恐れがあると判断した時。
4. 受講生が死亡した時。
5. 経営上やむを得ない理由により本スクールが閉鎖された時。
6. その他、本スクールが適当でないと判断した時。

## 第 3 章 ライセンス

### 第 12 条 ライセンスの認定

本スクールは加盟する各団体・法人の発行する資格取得のために受講生を育成するものであり、資格発行はそれぞれの団体・法人が行っています。

ライセンス認定及び資格発行に関する規定は各団体・法人に基くものとし、受講生は各加盟団体の定める諸規約に従うものとします。

### 第 13 条 加盟団体

本スクールは、下記の協会と提携しており、資格は各加盟団体から発行されます。

- ・国際ボディメンテナンス協会 (IBMA)
- ・全米エクササイズ&スポーツトレーナー協会 (NESTA)
- ・全米ヨガアライアンス協会 (RYT)
- ・タイ政府公認インターナショナルタイマッサージスクール (ITM)
- ・加圧トレーニング協会 (KAATSU JAPAN)

### 第 14 条 著作権について

1. 会社が受講生に提供する教材 (テキスト、コンテンツ、データの集合体等) に関する著作権・商標権等の一切の権利は会社が加盟する各団体に帰属しております。また、受講生に提供されている教材は、著作権法、商標法等により保護されています。また、教材の内容を記録、抜粋または要約したノートや文書データ類も上記と同様、個人の私的目的以外の使用、第三者に譲渡、貸与または複製を頒布することはできません。教材は、著作権法で定める個人の私的目的以外に使用することはできません。
2. 受講生もしくは第三者の方が、会社の許諾を得ず、教材を複製・頒布・譲渡・貸与・翻訳・再利用することはいかなる方法においてもできません。
3. 教室等において会社の許諾を得ず、受講内容等を収録 (録画・録音等) することはできません。
4. 本条 1~3 項に違反した場合は、直ちに差し止めを求め、退会処分とし、加えて民事上の措置 (損害賠償等)・刑事上の措置 (著作権法) をとらせて頂きます。また、該当講座正規料金の 3 倍の料金に、使用者数 (または複製した数) を乗じた金額を損害賠償金としてお支払いいただきます。

## 第4章 雑則

### 第15条 事故、傷害

1. 本スクール施設内で発生した事故、盗難については、本スクールは、損害賠償責任を一切負いません。
2. 本スクールを受講中、及びレッスン中に発生した事故によって障害を受けた場合は、本スクールは一切損害賠償責任を負いません。

### 第16条 施設の閉鎖

1. 本スクールの休日は、別に規定します。
2. 前項の休日は除く他、本スクールが連続して7日間以上施設の全ての又は一部を閉鎖するときには、1週間前までに公式HPに予告するものとします。
3. 本スクールは以下の各号に掲げるときには、受講生に対する何らの事前予告なく施設を閉鎖することができるものとします。
  - ① 気象災害等の理由により受講生の安全な施設利用が確保できないと判断したとき。
  - ② その他重大な理由によりやむを得ないとき。

### 第17条 個人情報の取り扱い

1. 会社は受講生から収集する個人情報につき、以下の目的で利用します。
  - ① 本スクールの受講生の属性の把握。
  - ② 本スクールの施設の拡充。
  - ③ 本スクールの新規出店計画の策定。
  - ④ 受講生に対するサービス及び提携先会社の商品等、情報のDM、メール、電話の方法による案内。
  - ⑤ 資格発行元である提携団体・協会への登録。

### 第18条 料金の変更

会社は入学金及び各種サービス利用料金を社会経済情勢の変動等に応じて変更することができるものとします。但し、料金を変更するときには、1カ月前までに公式HPにて告知するものとします。

### 第19条 規約の改定

この規約及び会社が定める諸規則は会社が必要と認めた場合は改定することがあります。改定の場合は、公式HPにて告知するものとし、改定した規約は、受講生すべてに及びます。

#### 附則

本規約は2012年4月1日より実施します。

(2013年3月1日一部改訂)

(2014年9月1日一部改訂)

(2016年5月1日一部改訂)

(2017年9月1日一部改訂)

(2022年4月1日一部改訂)

(2022年12月1日一部改訂)